

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

学則及び学則施行細則にて卒業・修了について規程をしている。

【学則規程】

(卒業・修了の認定)

第24条 教育課程の定めるところにより、美容師科は学年ごとに修了すべき教科目について、履修認定の要件として、該当教科科目の8割以上を出席していること、試験に合格している者に対して該当教科科目の修了を認定する。

- 2 学校長は前項の認定を行うため、学校長及び学校長が指名した者より構成される卒業進級判定会議を開催し、審査の上判定する。この場合、所定の教科課目及び所定の単位数または授業時間数を履修し、その成果が修了認定すべきものと認められる場合、卒業または進級認定をしなければならない。

(卒業)

第25条 本校所定の課程を修了した者に、卒業証書を授与する。

【学則施行細則規程】

(卒業・進級基準)

第15条 1 セメスター(学期)ごとに全科目A~DまでおよびSの評価を得た者は、必要単位数取得者となり、進級することができる。

- 2 学年ごとに必修単位数を取得し、卒業時まで全科目を履修し、学校長が適当と認められた者は卒業となる。
- 3 不合格科目(E・F・U評価)を有する者は以下の通りとする。
 - (1) 不合格科目が1科目でもある者は年度末進級卒業判定会議を経て、留年となる場合がある。

同時に、卒業年次生は就職活動を中止とすることがある。

- 4 1年生は該当年次の3月末日、卒業年次生は卒業式の前日までに学費が完納されていない場合は、原則として進級、卒業は認めない。